



交通安全情報

～ ストップ・ザ・交通事故 ～

令和6年3月26日

道警函館方面本部

交通課

警察での手続を忘れていませんか？

仕事や学業などの理由で、転居される方も多いと思います。
役場や公共料金の手続のほかに、警察での手続もありますのでお忘れなくお願いします！

運転免許証



転居した際は、免許証の住所変更を行きましょう。

運転免許試験場や、管轄する警察署等に
新住所を確認できる書類(例.住民票、本人宛の郵便物、公共料金の領収書等)をお持ちになって手続をお願いします。

車庫証明

転居した際は、車の保管場所の位置を管轄する警察署で、車庫証明の手続をしましょう。

警察で保管場所証明書の交付を受けた後、運輸支局での手続も行ってください。

軽自動車は手続の順序が違うので注意が必要です。



～ 事業者の皆様へ～

新年度になり、安全運転管理者を選任、改任、解任、届出事項に変更があった場合は、選任等した日から15日以内に、管轄警察署に届出するようにお願いします。



～詳しくは、各警察署のホームページや電話による確認をお願いします～